

(4) 班長が欠席、参加できないときは、班員の中から代理人を選任して行う。

(会議)

第 1 1 条

(1) 自治会の会員数が多数になっていることから、会議室確保の困難性及び会議資料の膨大化に対処するため、総会に代わる会議として各班を代表する班長の会議（以下「班長会議」という）により行う。

(2) 班長会議は過半数の出席者をもって成立する。かつ3分2以上の賛成を得て決定された事項は、自治会の総意とする。

(3) 班長会議は定例会として毎月1回開催する。臨時会として随時会長が召集し、会議の座長は会長が行う。

(4) 担当者会議は各担当の部長が必要に応じて随時召集する。

(会計年度)

第 1 2 条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第 1 3 条

会では会費を徴収することができる。但し金額、徴収の有無等は定例班長会にて決定する会費納入の対象者は、各年4月1日に居住している者とし、年度の中途において転出等により会員の資格を失った場合、会費の返還を行わないものとする。

付則

- 1、 この基準は、平成20年6月28日から施行する。
- 2、 この会則は、平成22年4月1日から施行する。
- 3、 この会則は、平成31年4月1日から施行する。
- 4、 この会則は、令和5年5月14日から施行する。